

●財務委員会設置要綱

令和 2 年 10 月 29 日
日本学術会議第 302 回幹事会決定

(設置)

第 1 財務委員会（以下「委員会」という。）は、日本学術会議会則第 25 条第 1 項に基づく委員会として幹事会に附置する。

(任務)

第 2 委員会は、日本学術会議に係る予算執行のうち重要な事項について審議する。

(組織)

第 3 委員会は、すべての副会長及び各部長をもって組織する。

(設置期限)

第 4 委員会は、令和 5 年 9 月 30 日まで置かれるものとする。

(庶務)

第 5 委員会の庶務は、事務局各課・参事官の協力を得て、事務局管理課において処理する。

(雑則)

第 6 この要綱に定めるもののほか、議事の手続その他委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この決定は、決定の日から施行する。